

県警本部敷地内で  
警部補が飲酒運転

神奈川、立件せず

神奈川県警捜査二課  
の男性警部補が昨年十二  
月、酒に酔った状態で  
県警本部（横浜市中  
区）の駐車場から捜査  
車両を運転して公道に  
出ようとすることが五  
日、県警への取材で分  
かった。当直の警察官  
が見つけた、警部補の呼  
気からは酒気帯び運転  
の基準値以上のアルコ  
ールが検出された。

県警は「公道ではな  
く、道交法違反にはな  
らない」として立件し  
なかったが、警部補へ  
の懲戒処分を検討して  
いる。

県警監察官室による  
と、警部補は昨年十二  
月十一日午後十一時ご  
ろ、県警本部の駐車場

から正門までの数十メートル  
を捜査車両で走行し、  
市道に出ようとすると  
ころを当直の警察官に  
見つかり、車両を駐車  
場に戻した。その後、  
歩いて正門に行ったと  
ころで制止された。

本部近くの加賀町署  
の署員が駆けつけて呼  
気検査をした結果、酒  
気帯び運転の基準値以  
上のアルコールが検出  
された。

警部補は勤務後に外  
で飲んだ帰りだったと  
いう。

県警の主張は論外

交通裁判に詳しい東  
京弁護士会の高山俊吉  
弁護士の話 警察本部  
の敷地は車が通ること  
を想定しており、門番  
がいても業者やタクシ  
ーなど車や一般の人が  
出入りするので、道交  
法の適用基準を満たし

ている。神奈川県警の  
主張は論外だ。飲酒運  
転が厳罰化される中、  
県警が違反行為をあい  
まいにすれば交通規制  
にも影響が大きい。